

5 障 第 194 号
令和5年7月24日

指定障害福祉サービス事業所等の管理者 様

いわき市長 内田 広之
(公 印 省 略)

サービス管理責任者等に関する関係告示の改正について（通知）

日ごろより本市の障がい福祉行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記の件について、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下、「サービス管理責任者等」という。）の資格要件に関する告示が下記1のとおり改正されました。要件の一つである事前の届出については、下記2のとおり取り扱いますので、よろしく申し上げます。

記

1 改正の内容

(1) 実践研修の受講に必要な実務経験について

サービス管理責任者等の研修体系については、令和元年度より、基礎研修修了後に実践研修を受講するために必要な実務経験（OJT）を「2年以上」としてありますが、新たに、基礎研修受講開始時において既に実務経験者である者が、実践研修を受講するための実務経験（OJT）として障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成の一連の業務に従事し、その旨を指定権者に届け出ている場合は、例外的に「6月以上」とする。

(2) やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けた場合の措置について

サービス管理責任者等がやむを得ない事由により欠如した場合に実務経験者をサービス管理責任者等とみなして配置する措置については、現行制度上、サービス管理責任者等の欠如時から1年間となっています。

今回、基礎研修修了者については、個別支援計画の作成に関して一定の知識・技能等を習得していること、また、事業所内でのサービス管理責任者等の養成を進める観点から、従前のやむを得ない事由による措置に加え、以下のいずれの要件も満たす者について、当該者が実践研修を修了するまでの間に限り、サービス管理責任者等とみなして配置可能（最長2年間）となります。

- 実務経験要件を満たしていること。
- サービス管理責任者等が欠如した時点で既に基礎研修を修了済みであ

ること。

- サービス管理責任者等が欠如する以前から当該事業所に配置されていること。

(3) 更新研修の受講に必要な実務経験の範囲について

サービス管理責任者等更新研修の受講に必要な実務経験として、現行、サービス管理責任者では児童発達支援管理責任者の実務経験が、児童発達支援管理責任者ではサービス管理責任者の実務経験が規定されていない等、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者双方の配置要件を満たしている者であっても、いずれか一方の更新研修の受講要件を満たさず、従事ができなくなる場合があったことなどから、以下のとおり改正を行いました。

① サービス管理責任者の更新研修の受講に必要な実務経験

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者(障害福祉サービス事業を行う事業所、指定障害者支援施設等、障害児通所支援事業を行う事業所又は指定障害児入所施設等の管理者を指す。)又は相談支援専門員(計画相談支援事業所、地域相談支援事業所又は障害児相談支援事業所)における相談支援専門員を指す。)

② 児童発達支援管理責任者の更新研修の受講に必要な実務経験

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者(障害福祉サービス事業を行う事業所、指定障害者支援施設等、障害児通所支援事業を行う事業所又は指定障害児入所施設等の管理者を指す。)又は相談支援専門員(計画相談支援事業所、地域相談支援事業所又は障害児相談支援事業所)における相談支援専門員を指す。)

2 本市における取り扱いについて

上記1(1)の実務経験要件の緩和の適用を受けるにあたっては、個別支援計画の作成の業務に従事する旨を事前に届け出る必要があります。本届出については、①基礎研修受講時に既に実務経験要件を満たしていることわかる証明書、②基礎研修修了後の個別支援計画作成業務に係る実務経験(OJT)、6月以上わかる証明書を添付の上、正確にはサービス管理責任者等ではないものの、指定障害福祉サービス事業所等変更事項届出書における「12 事業所又は施設のサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴」として、あるいは指定障害児通所支援事業所変更事項届出書における「10 事業所の児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所又は経歴」にて個別支援計画作成の業務に携わることを届け出ていただきますようお願いいたします。

また、当該届出にあたっては、運営規程等の内容と齟齬が生じないようにしてください。

以上